

平成 18 年 2 月 2 日

各 位

会社名 アテナ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 下野利昭
(JASDAQ コード番号: 7890)
問合せ先 取締役管理本部長
兼総務部長 広瀬英紀
電 話 (0575) 24 - 2424

新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

平成 18 年 2 月 2 日開催の当社取締役会において、新株式発行、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行(一般募集)

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 664,000 株
- (2) 発行価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 18 年 2 月 13 日(月)から平成 18 年 2 月 15 日(水)までのいずれかの日(以下「発行価格決定日」という。)に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、みずほインベスターズ証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社(以下「引受人」と総称する。)に、全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、発行価格決定日における株式会社ジャスダック証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立直近日の終値)に 0.90 ~ 1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、一般募集における発行価格(募集価格)と、引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 平成 18 年 2 月 16 日(木)から平成 18 年 2 月 20 日(月)まで。
なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 18 年 2 月 14 日(火)から平成 18 年 2 月 16 日(木)までとなる。
- (7) 払込期日 平成 18 年 2 月 21 日(火)から平成 18 年 2 月 23 日(木)までのいずれかの日。
すなわち、上記(6)に記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って最も繰り上がった場合は、平成 18 年 2 月 21 日(火)となる。
- (8) 配当起算日 平成 17 年 10 月 1 日(土)
- (9) 申込株数単位 500 株
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本新株式発行に必要な一切の事項は、代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 自己株式の処分に係る株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 処 分 株 式 数 当社普通株式 336,000 株
- (2) 処 分 価 額 未定（平成 18 年 2 月 13 日（月）から平成 18 年 2 月 15 日（水）までのいずれかの日（以下「売出価格決定日」という。）に決定する。なお、処分価額は前記「1.公募による新株式発行（一般募集）」における発行価額と同一とする。）
- (3) 処 分 方 法 売出しとし、みずほインベスターズ証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
なお、売出価格は、前記「1.公募による新株式発行（一般募集）」における発行価格（募集価格）と同一とする。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より当社に支払われる金額である処分価額を引いた額の総額とする。
- (4) 申 込 期 間 前記「1.公募による新株式発行（一般募集）」における申込期間と同一とする。
- (5) 払 込 期 日 前記「1.公募による新株式発行（一般募集）」における払込期日と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 前記「1.公募による新株式発行（一般募集）」における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 500 株
- (8) 処分価額、売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し） <後記【ご参考】1.を参照のこと。>

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 150,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、前記「1.公募による新株式発行（一般募集）」及び「2.自己株式の処分に係る株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」における需要状況を勘案した上、売出価格決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 みずほインベスターズ証券株式会社 150,000 株
- (3) 売 出 価 格 未定（平成 18 年 2 月 13 日（月）から平成 18 年 2 月 15 日（水）までのいずれかの日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しの売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況を勘案した上で、みずほインベスターズ証券株式会社が当社株主から 150,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 上記「1.公募による新株式発行（一般募集）」における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 上記「1.公募による新株式発行（一般募集）」における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 500 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合、本売出しも中止とする。

4. 第三者割当による新株式発行 <後記【ご参考】1.を参照のこと。>

- (1) 発 行 新 株 式 数 当社普通株式 150,000 株
- (2) 発 行 価 額 未定（平成 18 年 2 月 13 日（月）から平成 18 年 2 月 15 日（水）までのいずれかの日に決定する。なお、発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。）
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 割 当 先 及 び 株 式 数 みずほインベスターズ証券株式会社 150,000 株
- (5) 申 込 期 間 平成18年3月15日（水）
（ 申 込 期 日 ）

- (6) 払込期日 平成18年3月15日(水)
- (7) 配当起算日 平成17年10月1日(土)
- (8) 申込株数単位 500株
- (9) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、本第三者割当による新株式の発行価額の総額が1億円以上となる場合、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止とする。

以上

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集（以下「一般募集」という。）及び「2. 自己株式の処分（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、これらとは別に、その需要状況を勘案した上で、当該一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるみずほインベスターズ証券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）であります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、150,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、みずほインベスターズ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成18年2月2日（木）開催の取締役会において、みずほインベスターズ証券株式会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資（以下「第三者割当増資」という。）を、平成18年3月15日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほインベスターズ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から、平成18年3月13日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）借入れ株式の返却を目的として、株式会社ジャスダック証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほインベスターズ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほインベスターズ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、みずほインベスターズ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、みずほインベスターズ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株数については発行価格決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほインベスターズ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。従って、みずほインベスターズ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込を行わないために、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社ジャスダック証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

・ 現在の発行済株式総数	8,710,070株	（平成18年1月31日現在）
・ 公募増資による増加株式数	664,000株	
・ 公募増資後の発行済株式総数	9,374,070株	
・ 第三者割当増資による増加株式数	150,000株	（注）
・ 第三者割当増資後の発行済株式総数	9,524,070株	（注）

（注） 上記「4. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し、みずほインベスターズ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

・ 現在の自己株式数	336,070株	（平成18年1月31日現在）
・ 処分株式数	336,000株	
・ 処分後の自己株式数	70株	

4. 調達資金の用途

(1) 今回調達資金の用途

今回の公募増資、自己株式処分及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限650,500千円については、設備資金に320,000千円、平成17年12月に工場用地を取得した際の借入金の返済に200,000千円、残額を運転資金に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容については、平成18年2月2日現在、以下のとおりとなっております。

会社名	所在地	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月日		完成後の増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
アヲ工業(株)	本社及び工場 (岐阜県関市)	工場用地	41	3	増資資金	平成17年3月	平成18年8月	-
		DLCコーティング機	78	10	"	平成16年11月	平成18年3月	味噌容器倍増
		熱板圧空成形機及びプレス機	37		"	平成17年11月	平成18年4月	品質向上を図るため能力増加はなし
		検査機(5台)	62		"	"	平成18年2月	品質向上
		その他機械	14	1	"	"	"	-
		工場屋根修理	40		"	平成18年4月	平成18年5月	-
		社員寮修理	50		"	"	平成18年9月	-
	関東工場 (茨城県猿島郡境町)	成形機修理	6		"	平成18年1月	平成18年2月	能力3%向上
		工場屋根修理	6		"	"	平成18年3月	-
		合計	334	14				

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 会社収益への影響

調達資金投入により、本社工場においては、DLCコーティング機の導入により、味噌容器のコストダウン及び販売増が見込まれます。また、関東工場においても生産能力の向上が見込まれます。以上等により、今後の業績向上に寄与するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様へ利益還元を経営の重要政策として位置づけ、利益配分につきましては、積極的な事業展開や財務体質の強化などに向けた内部留保に留意しつつ、安定的かつ継続的に配当していくことを基本としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

従来から、業績を十分勘案し、安定的かつ継続的な配当政策という基本に基づき決定しております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金の用途については、今後の財務体質の一層の充実、ならびに将来の新規事業展開に役立てることとしております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成15年9月期	平成16年9月期	平成17年9月期
1株当たり当期純利益	33.63円	45.96円	66.18円
1株当たり年間配当金 (1株当たり中間配当金)	15.00円 (円)	15.00円 (円)	20.00円 (円)
実質配当性向	44.6%	32.6%	30.2%
株主資本利益率	3.1%	4.0%	5.4%
株主資本配当率	1.2%	1.2%	1.5%

- (注) 1. 平成17年11月18日付で、普通株式1株を2株に株式分割しております。
2. 株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。
3. 株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。
4. 平成17年9月期の1株当たり年間配当金には、創業35周年記念並びに株式公開10周年記念配当5円を含んでおります。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年9月期	平成16年9月期	平成17年9月期	平成18年9月期
始 値	605円	550円	(687円) 616円 450円	512円
高 値	650円	795円	(717円) 980円 514円	610円
安 値	400円	481円	(620円) 616円 450円	470円
終 値	560円	701円	(621円) 980円 510円	603円
株価収益率	18.6倍	20.8倍	22.1倍	倍

- (注) 1. 上記株価は、平成16年12月13日よりジャスダック証券取引所におけるものであり、それ以前は日本証券業協会の公表のものであります。なお、平成17年9月期の株価のうち、()は日本証券業協会の公表のものであります。
2. 印は株式分割による権利落後の株価を示しております。
3. 平成18年9月期の株価については、平成18年2月1日現在で表示しております。
4. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を1期前の決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値です。なお、平成17年9月期については、平成17年11月18日付をもって1株につき2株に株式分割をしているため、平成16年9月期の1株当たり当期純利益を2で除した数値を使用しております。

(4) その他

該当事項はありません。

以上